

# 学校を地域で支えるしくみ



## 学校を地域のみなで支える

学校と家庭・地域ならびに関係諸機関の連携と協力を強化することを目的として、学校協議会を平成9年度に設置して以降、平成17年度には学校運営に関する基本方針の承認や学校の課題や悩み事の検討等をしていく学校運営委員会制度(学校運営委員会を設置している学校を地域運営学校といいます)の指定(導入)を開始し、平成25年度には全小・中学校が地域運営学校となりました。

平成27年度には学校の依頼に応じて、学校の教育活動を支援するためにボランティアや団体などとの調整を行う学校支援地域本部の導入を開始しました。学校支援地域本部についても令和3年度より、全小・中学校で導入しています。

世田谷区教育委員会では、これらを総称して「学校を地域で支えるしくみ」と呼んでおり、この他にも学校を地域で支えるしくみに関係する制度として、学校評議員や学校関係者評価委員会があります。

「学校を地域で支えるしくみ」について皆様に知っていただくために、裏面では、各しくみについて紹介します。

発行: 令和5年4月

問合せ: 世田谷区教育委員会事務局 地域学校連携課

(電話)03-3429-4261

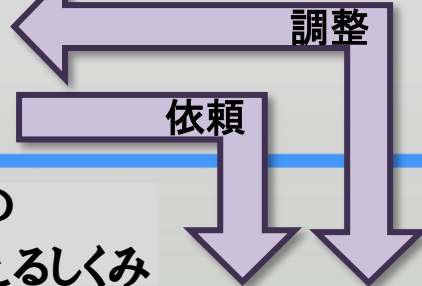
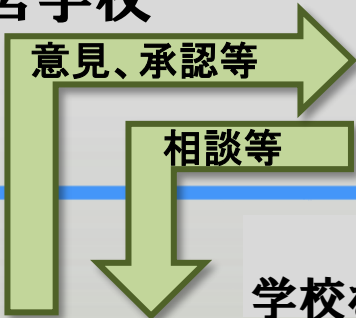


# 区立小・中学校 地域運営学校



校長

“地域運営学校”は学校運営委員会が設置されている学校の呼称です。



世田谷区の  
学校を地域で支えるしくみ

## 学校運営委員会

法律に基づき、校長が作成した学校運営に関する基本方針の承認や、学校の課題や悩み事の解決に向けた検討等、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の機関です。

地域住民、保護者、就学予定の幼児・児童の保護者、卒業生、有識者、校長等で構成されます。校長以外の学校運営委員は区の非常勤職員となります。

学校運営委員会の設置により、地域とのつながりを維持・発展、先生の負担軽減が期待できます。

平成25年度より、全小・中学校で設置されています。

※区の地域運営学校および学校運営委員会は、国の呼称がそれぞれコミュニティ・スクールおよび学校運営協議会となります。



## 学校支援地域本部

### 学校支援コーディネーター



### ボランティア団体等

学校の依頼に応じて、学校の教育活動を支援するしくみです。教育委員会が委嘱した学校支援コーディネーターが、依頼を受けて学校とボランティア団体等のコーディネート(調整)を行います。

授業の補助、自学自習等の支援、図書を読み聞かせ、校内環境整備、登下校時の安全確保、学校行事の運営支援、部活動の指導、そのほか子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりの推進等があります。

令和3年度より、全小・中学校で導入しています。

※国がめざす地域学校協働本部に類似するしくみです。

## 連携

## 情報発信・共有

## 学校協議会

学校と地域の連携組織で、児童・生徒の健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を目的として平成9年度に設置され、地域との情報共有の場である会議体となっています。

学校、PTA、町会・自治会、青少年地区委員会、民生・児童委員、青少年委員、行政関係等の方で構成されます。

